

平成 15 年 6 月 13 日

有価証券の時価評価・強制評価減及び固定資産の減損会計の 適用に関する緊急検討の審議結果について

企業会計基準委員会

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、「長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の見直し（選択制）」並びに「固定資産の減損会計に係る強制適用開始時期の延期」について、平成 15 年 4 月 17 日以降、計 8 回の企業会計基準委員会を開催し、審議を重ねてまいりました。

本検討課題は、深刻なデフレ下での景気低迷、株価下落、これらに伴う金融システムの不安等への緊急対応策として与党金融政策プロジェクト・チームから要請があったものであります。当委員会は、その中に資本市場への情報開示という本来の役割に照らした合理性の判断を超える事項が含まれている可能性があることを認識しつつも、広く会計基準に関する問題について市場関係者等の意見を集約する立場から、テーマとして取り上げ検討いたしました。

審議の結果、第 36 回企業会計基準委員会において、下記の結論に至りましたので公表いたします。

記

1. 長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の見直し（選択制） について

時価のある長期保有の有価証券のうちその他有価証券に分類されるものについて、現行の会計基準では、期末に時価で評価し、評価差額を原則として当期の損益に影響させることなく資本の部に計上することとされている。また、すべての長期保有の有価証券については、時価が著しく下落し回復可能性が認められない場合には、強制評価減によって当期の損失に含めることとされている。

当委員会では、現行会計基準の基本的枠組みを所与とした上で、要請のあったデフレ対策・経済対策等の観点も勘案しつつ、長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の会計処理に関する選択制の採用について審議した。

審議にあたっては、広く市場関係者を中心とした各層の意見を聴取したが、まず、時価のある長期保有の有価証券について時価評価を選択制とすることに関しては、その有効性の評価をめぐって意見が分かれた。

当委員会では、これらの意見を踏まえた上で検討を行ったが、現行会計基準の定める時価評価は比較的最近に長期間の審議の末に市場関係者等の合意を得て採用されており、これを現時点で見直すことは会計基準に対する市場関係者等の信頼を損なうのではないか、会計基準において選択制が認められるのは、基本的には画一的な会計処理が実態を表さない場合に限られるのではないか、などの見解が示された。

次に、長期保有の有価証券の強制評価減は、古くから我が国でも会計慣行となっており、商法や税法のような法制においても十分定着しているものである。これを見直すことが必要と考える市場関係者等はほとんど見られず、当委員会でも見直しを支持する見解は出されなかった。

これらの審議の結果、当委員会では、既に適用されている長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減について、市場への情報開示に会計基準が担う役割を犠牲にして選択制を採用することに十分な意義を見出すことは困難であるとの結論に至った。

2. 固定資産の減損会計に係る強制適用開始時期の延期について

固定資産の減損会計については、平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用が強制されることとなっており、当委員会では実務上これが円滑に運用されるよう我が国企業の実態を踏まえ具体的な取扱いを検討しているところである。

適用時期の問題は、もとより会計処理の基準と同じ次元で論ずることはできないものの、当委員会では、要請のあったデフレ対策・経済対策等の観点も勘案しつつ、強制適用開始時期の延期について審議した。

審議にあたっては、前述の 1. の検討と同様に、広く市場関係者を中心とした各層の意見を聴取したが、デフレ対策・経済対策としての有効性については、意見の一致が見られなかった。

当委員会では、このような状況において、長期間の審議の末に市場関係者等が準備期間を考慮して昨年 8 月に合意した適用時期を延期することは、会計基準の設定プロセスに対する市場関係者等の信頼を損なうという懸念を覆すに足る十分な理由があるとはいえないとの結論に至った。

結論に至った背景

上記の結論に至った背景は、以下のとおりである。

(1) 実施した審議の概要

当委員会は、幅広い分野からの意見を聴取しつつ、緊急性を要するとの認識をもって本検討課題の審議を行った。

参考人として意見を聴取した範囲は、財務諸表作成者（各業界関係者、中小企業関係者、金融機関等）、会計監査人、投資家関係者、経済学者、エコノミスト及び会計学者等の各層に及んでおり、また、広く意見を求めるためにパブリック・コメントを募集した。参考人等からは、デフレ、景気の低迷、株価や不動産価格の下落、金融システムの不安、財務諸表の信頼性と内外の市場からの評価、企業業績、中小企業経営等への影響や緊急経済対策としての有効性などの観点から意見が表明された。

当委員会では、これらの参考人からの意見及び寄せられたパブリック・コメントを考慮しつつ、提示されたさまざまな観点を比較衡量し、慎重かつ迅速に議論を行った。

(2) 当委員会の役割と審議の方針

当委員会の役割は、広く会計基準に関する問題について市場関係者等の意見を集約し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を開発することである。特定業界に固有の会計処理については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に関する体系的な検討の一環として、中長期的な観点から、当委員会でも取り扱われることがあるが、いわゆる業界規制、例えば金融機関の自己資本比率規制等については、会計基準の範囲外であるため審議の対象としていない。業界規制の問題は、立法ないし行政において取り扱われる事項と考えられる。

なお、当委員会における審議は、主として公開会社及び会計監査人による監査を受ける必要のある企業のための会計基準という観点から行われるものであり、それらに該当しない閉鎖的な中小会社については、商法に準拠している限り、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の限定的な適用もありうると考えられる。

参考人等からの主な意見

当委員会では、参考人からの意見及びパブリック・コメントの分析・検討を行い、審議の上での参考とした。参考人等からは、主に以下のような意見が表明された。

(1) 財務諸表の信頼性の観点

会計基準及びこれに基づいて作成された財務諸表に対する市場関係者等の信頼性という観点からは、まず、企業活動の実態をとらえるための会計基準を景気動向や株価に応じて変更することは日本の企業・資本市場・金融システムへの信頼を失墜させる、ルール通りに処理すると業績が悪く見えるから会計基準を変更するというのでは投資家からの信頼を失うことになる、あるいは、投資家の信用を維持するためには安定したルールが必要であり、今回検討されているような会計基準の変更は市場の期待を裏切るおそれがある、との意見があった。

また、有価証券の時価評価の選択制又は固定資産に関する減損会計の適用時期の延期は、市場関係者等の会計基準に対する不信感を募らせ、国内投資家はもとより、国際的な信用失墜につながり、資金調達コストの上昇等を招きかねない、との意見もあった。

さらに、長期にわたる議論の末に採用された会計基準を設定後数年も経ずに変更した場合、会計基準の設定プロセスに対する信頼を損なう、との意見もあった。

一方で、現在の我が国の異常な経済情勢は日本発の世界同時不況につながりかねず、それを防ぐためにデフレ対策を優先し会計基準を変更するのであれば、国際的にも理解は得られる、との意見もあった。

(2) 実効性の観点

実効性の観点からは、まず、長期保有の有価証券の評価について取得原価を選択した企業や固定資産の減損会計の適用を延期した企業は、市場や取引先等から財政状態が悪い企業と判断される可能性があるため、仮にそのような選択を可能とする取扱いが導入されたとしても、実際にそれを利用する企業はほとんどないのではないか、との意見があった。

一方、必要とする企業数は少ないとしても、潜在的なニーズが無いわけではないため、選択肢を多くすることには意義がある、との意見もあった。

(3) デフレ対策・経済対策の観点

デフレ対策・経済対策の観点からは、まず、デフレ下における時価評価や減損会計の適用は、通常の需給バランスを超えた資産の売却圧力を高めて株価や地価をさらに下落させるのではないかと、特に固定資産については減損損失の税務上の損金算入が認められないとすればその傾向が強くなるのではないかと、この意見があった。

また、有価証券の時価評価は金融機関の自己資本を引き下げることになり、自己資本規制とあいまって、特に中小企業に対する貸し渋り・貸し出し回収を助長する、融資を受ける企業においても、有価証券の時価評価や固定資産の減損会計の適用による会計指標の悪化は、借入金利の大幅引き上げや借入枠の縮小につながりかねない、などの意見もあった。

その一方で、会計は経済実態を映し出すものであり、会計基準を変えても経済実態は変わらない、また、割高であった資産価格が修正される局面で、本来の価値を下回る現象が起こっている可能性もあるが、会計ルールの変更がその是正に寄与するという論拠は見出しがたい、という意見があった。

また、自己資本比率規制等が銀行の貸出行動に与える影響については、規制そのものの見直しや銀行保有株式の買い取りなど、別の方法で対処すべきなのではないかと、この意見もあった。

さらに、時価会計や強制評価減、あるいは減損会計による評価の切り下げが資産の売却や価格の低落を加速させるという意見に対しては、そもそも企業が資産を売却すべきかどうかは、その保有が企業価値の上昇につながるかどうかという観点から判断されるのであって、会計基準とは関係のない問題だという意見もあった。

以 上